

令和健康科大学学長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、令和健康科大学（以下「本学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 学長は、人格、識見ともに優れ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、学長としての職務を総理し得る者でなければならない。

(学長の選考)

第3条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 学長の任期が満了するとき
- 二 学長の辞任の申し出を理事長が承認したとき
- 三 学長が欠けたとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当するときは任期満了の30日以前に、同項第二号または第三号に該当するときはその事由の生じた後速やかに行う。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は4年とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長は再任することができる。

(候補者の選考)

第5条 理事長は、第2条第一項各号の一に該当する事由が生じたときは、学長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長が指名した理事 4名
- 二 本学の教授会から選出された教授 4名

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の3分の2以上によるものとする。

5 委員会は、前条に定める選考基準に従い、学長候補者2名以内を選考し、理事会に推薦する。

(学長の任命)

第6条 学長の任命は、理事会が前条により推薦を受けた学長候補者のうちから適任者を選出し、理事長がこれを任命する。

(学長の解任)

第7条 理事長は、学長が各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、学長を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 その他理事長が学長に適しないと認めるとき。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

